

郡山市附属機関等の設置及び運営に関する指針

平成18年3月17日一部改正

平成20年4月1日一部改正

平成26年4月1日一部改正

平成27年4月1日一部改正

平成29年10月19日一部改正

第1章 総 則

第1 趣旨について

この指針は、本市における附属機関及び懇談会等（以下「附属機関等」という。）の適正かつ効率的な運営を図るとともに、市政への市民参画の促進及び開かれた市政の実現の推進に資するため、附属機関等の設置及び運営に関し、基本的な事項を定めるものとする。

第2 定義について

- 1 この指針において「附属機関」とは、補助職員以外の外部の者が構成員として加わり、執行機関の行政執行のため、又は行政執行に伴い、調停、審査、諮問を受けて審議、調査等を行うことを職務とする地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき法律又は条例により設置する機関をいう。
- 2 この指針において「懇談会等」とは、行政運営上の参考とするため、市民や有識者等から意見を聴取し、又は意見交換を行う場として要綱に基づき開催する会議、会合等をいう。ただし、次に掲げるものを除く。
 - (1) 市職員のみで構成するもの
 - (2) 関係団体の連絡調整を主な目的とするもの
 - (3) イベント等の特定の事業を実施するために組織するもの

第2章 附属機関

第3 附属機関の設置について

- 1 附属機関の設置に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。
 - (1) 調停、審査、諮問を受けての審議又は調査等のための機関で、意思決定を行うものは、法令に特別の定めがない限り、条例により設置しなければならないこと。
 - (2) 設置の目的又は所掌事務が類似する既存の附属機関の所掌事務の変更等により対応できないかについて十分な検討を行うこと。
 - (3) アンケートその他の附属機関の設置以外の行政手段を活用する方がより効率的、効果的ではないかについて十分な検討を行うこと。
- 2 設置目的に持続性のない附属機関については、設置期限を明示すること。

第4 附属機関の委員の選任について

- 1 附属機関の構成員（以下「委員」という。）の選任に当たっては、法律又は条例に定めがある場合を除くほか次に掲げる事項に留意するものとする。
 - (1) 委員の定数は、20人以内とすること。
 - (2) 各界各層及び幅広い年齢層の中から清新な人材を起用するよう努めること。
 - (3) 本市議会議員については、委員に選任しないこと。
 - (4) 本市職員については、委員に選任しないこと。
 - (5) 女性の登用については、「こおりやま男女共同参画プラン」に基づいて、女性委員の割合が40%以上になるよう努めること。
 - (6) 委員の兼職の数は、4を限度とすること。
 - (7) 委員を再任により選任する場合は、通算任期が10年を超えないこと。
 - (8) 市政に対する市民の幅広い意見の反映を図るため、委員の一部を公募により選任するよう努めること。ただし、公募による委員は兼職できない。なお、委員の公募に関し必要な事項は、別に定める。

2 前記1の規定は、次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、適用しない。

- (1) 委員に委嘱しようとする者が当該附属機関の所掌事務と密接な関連を有する者又はこれに準ずると認められる者である場合
- (2) 専門的な知識又は経験を有する者が他に得られないなど特別な事情があると認められる場合

第5 附属機関の運営について

附属機関の運営に当たっては、次に掲げる事項に留意すること。

- (1) 会議の資料は、原則として会議開催日前に配布すること。
- (2) 会議は、原則として公開すること。なお、公開に関し必要な事項は、別に定める。
- (3) 附属機関の事務局は、会議録又は会議の要旨を速やかに作成すること。ただし、特別の事情により、会議録又は会議の要旨を作成しなかったときは、その理由を明らかにしておくこと。

第6 附属機関の廃止統合について

現に設置されている附属機関について、次のいずれかに該当する場合は当該附属機関の廃止又は他の附属機関との統合について検討すること。

- (1) 社会経済情勢や市民ニーズの変化等により必要性が低下した場合
- (2) 附属機関の活動が著しく不活発な場合
- (3) 他の行政手段での対応がより適切と考えられる場合
- (4) 設置目的又は所掌事務が他の附属機関と類似している場合
- (5) 以上に掲げるもののほか、効率的又は効果的な行政運営の観点から、廃止又は他の附属機関との統合が望ましいと判断される場合

第7 協議

- 1 附属機関を所管する課等の長（以下「所管課長」という。）は、附属機関を新たに設置しようとするときは、あらかじめ総務部行政マネジメント課長（以下「行政マネジメント課長」という。）及び人事課長に、委員を委嘱又は解職しようとするときは、行政マネジメント課長に協議するものとする。
- 2 所管課長は、附属機関を廃止し、又は統合しようとするときは、当該附属機関の廃止又は統合について、あらかじめ行政マネジメント課長及び人事課長に協議するものとする。
- 3 前記2の規定にかかわらず、行政マネジメント課長は、前記第6に掲げるもののいずれかに該当する附属機関があると認めるときは、所管課長に、その廃止又は統合について助言し、又は検討を求めることができる。
- 4 その他特別の事情により附属機関の設置及び運営について、この指針により難しいときは、行政マネジメント課長に協議するものとする。

第3章 懇談会等

第8 懇談会等の開催及び運営について

- 1 懇談会等の開催及び運営に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。
 - (1) 法律又は条例に基づく附属機関と誤認されないよう、審議会、審査会、調査会、協議会、検討会等の名称を用いないこと。
 - (2) 懇談会等の目的、活動内容に調停、審査、諮問、審議（協議、検討を含む。）、調査の表現を用いないこと。
 - (3) 懇談会等の開催に当たっては、できるだけ終期を定め、他の意見聴取の手段では対応することが困難であるなど真に必要なものに限ること。
 - (4) 合議による意思決定を行わないこと。また、意思決定をするための手続き（定足数、議決方法等）を定めないこと。

- (5) 委員長、会長、議長等会議の意見等をまとめる代表者を定めないこと。なお、会議の進行のために座長を定めることを妨げるものではない。
- (6) 聴取した意見等については、答申、建議、報告等附属機関の審議結果と受け取られるような集約を行わないこと。
- (7) 懇談会等の構成員（以下「委員」という。）の選任に当たっては、一般文書により依頼し、承諾を得るものとし、委嘱状を交付しないこと。
- (8) 懇談会等の会議は、執行機関が招集するものであること。
- (9) 委員が会議に出席したことに対し対価を支払う場合の歳出科目は、報償費とすること。

2 第4から第7の規定は、懇談会等に準用する。

第4章 補 則

第9 適用期日

- 1 この指針は、平成14年8月1日から適用する。
- 2 第4 附属機関の委員選任については、適用日以後に行われる当該附属機関等の委員の選任から適用する。
- 3 第8 懇談会等の開催及び運営については、平成29年10月19日以降に新規に開催する懇談会等及び構成員の新たな選任から適用する。